

④総合的な人財育成政策の提案-1

資料3
妹尾委員配布資料

(1) 知財人財育成拠点の設置

- 各専門職能団体はそれぞれ専門職の高度化を促進するが、一方、専門職の広域化を促進する横断的組織的と物理的な拠点が必要
- 知財人財育成のための教育・研究・交流を集中し、効果的かつ効率的な活動を行う（10年間の時限立法でも可）。

(2) 知財関連の資格制度の検討

- 各専門職能が知財を学ぶために、“知財ディプロマ”を検討する（マイナープラス）。
- 知財民度向上のための“知財資格制度”を検討する（一般、学生、社会人等対象別に知財学習意欲促進を狙いとした資格制度の導入）
- “IP業務管理司”“IP情報検索司”“IP翻訳・通訳司”等関連支援人財の資格を検討

④総合的な人財育成政策の提案-2

(3) 知財マネジメント教育の定着策を展開

- ディレクターレベル、エグゼクティブレベルの知財マネジメント教育機関の常設化
- 各種専門職大学院で知財教育を拡充 (ビジネススクール、技術経営MOTスクール、ロースクール等)
- 学部レベル、特に**経営系・理工系**学生などへの**知財教育強化 (年間10万人教育)**
- **放送大学、大学院での常設科目化**
- 経営系研究者・学会における知財マネジメント研究の促進

(4) 地域への知財教育の展開

- 自治体政策担当者、公設試への啓発
- 商工会、地域団体、中小企業コンサルなどへの啓発

(5) 知財創出・管理環境リスクの予防策の展開

- 大学院生、大学・企業研究者等への「研究ノート」教育

【1】知財人財育成拠点の設置

各専門職能団体は、それぞれの専門職の高度化を促進するが、一方、専門職の広域化を促進する横断的・物理的な拠点が必要。ここでは、知財人財育成のための教育・研究・交流を集中し、効果的かつ効率的な活動を行なうことが期待される（倍增計画の10年間だけでも可）。

1. 各専門職能の高度化・広域化機能

それぞれの職能団体の中で従来型人財を教育しているものの、知財立国の推進人財としては限界があるので、拠点は知財人財育成の「司令塔・ハブ機能」として、下記のような協働的な活動を推進する。

- 育成人財そのものの育成（コーチ育成によるねずみ算的展開）
- 時代に即した育成方法論や教材の開発（各団体の教育力の向上）
- 「知財マネジメント情報館」機能（知財法務関係のみならず、幅広く知財マネジメント全般の文献等の集積）
- 「知財電子情報館」機能（上記を全世界的にアクセスできるようにすることがe-learning等を活用する際に必要）

2. 新しい知財人財（複合・融合型）の育成機能

従来型人材だけを増加させても、近未来の知財立国に資するには限界がある。そこで、「新しい知財人財（複合・融合型）」を育成するには、下記のような活動が必要。

- 知財部員、弁理士、審判官等が「互学互修」する融合型教育の実施（各団体毎では実施しにくい交流型の教育は、この拠点で実施する）。
- 新しい知財マネジメントに必須の融合領域の教育プログラムの開発と実施（例：知財ビジネス交渉学、事業戦略への知財戦略の練り込み、イノベーションと知財等）。
- 知財教育のための育成方法論や教材の開発。
- 知財教育のインストラクショナルデザイナー、コースディレクター等、授業システムの構築人財の育成。
- 「知財クラブハウス」：国際人財や融合人財の育成のために、知財関係者がふれあうクラブハウス機能の展開（物理的常設拠点が望ましい）。

3. 新資格・検定等の研究・実践機能

IP 業務管理司（IP パラリーガル）、IP 情報検索司（IP サーチャー）、IP 翻訳通訳司（IP トランスレータ・インタープリター）等の新しい知財人財の育成、ならびにその

学習目標となる資格・検定が必要（詳細後述）。

- 新しい周辺資格の認定や検定の基準・標準の作成・実施・管理。
- これらの人財育成モデルの構築と、育成方法論や教材の開発と実証。
- 周辺教育機関の誘導や認定や検定の管理。

4. 大学等、高等教育機関（学生）への教育展開機能（年間 10 万人教育）

大学に在籍している約 137 千人／学年に対し、毎年、それぞれの専攻に即した知財導入教育を展開する。

- ★ 大学在籍者数、2507 千人（人文 408、社会 962、理工 527、農 70、薬看医歯 175、教育 139、その他 226）
- ★ 放送大学 94 千人、短大 226 千人、高専（4・5 年）22 千人、通信教育 183 千人。
- ★ 大学院在籍者数、224 千人。

（中央教育審議会平成 17 年「我が国の高等教育の将来像」より）。

- 派遣教員の人財バンク機能（出前授業ができる人々を育成しプール化）
- 大学教員への知財教育トレーニング（特に経営系の教員を対象）
- 大学等における教育方法論や教材の開発等。
- 「放送大学」（後述）における科目充実のための科目開発等。（場合によってはスクーリングの実施）
- e-learning（後述）。

5. 初等・中等教育（児童・生徒）への教育展開機能

「知財民度」を高めるため、初等・中等教育において児童・生徒への知財教育（オリジナリティの尊重と模倣品等の排除：(Dos と DoNot's)）を展開する。

- ★ 在籍者数：小学校 7197 千人、中学校 3626 千人、高等学校 3605 千人。

（文部科学省「平成 17 年度、学校基本調査速報」より）。

- 派遣教員の人財バンク機能（出前授業ができる人々を育成しプール化）
- 教員への知財教育トレーニング
- 教育方法論や教材の開発等。
- 放送学習教材の開発等。
- 学習促進のための資格・検定を作成・実施・管理する（後述）。

6. オンメディア、ブレンデッド教育の拠点機能

e-learning をはじめとしたメディアを活用した教育や、対面教育とメディア教育を融合したハイブリッド型教育等の方法論、教材等の開発を行う。

- 各団体が行なう職能内教育や企業内教育等への指導・支援（素朴な旧来型 e-learning を実際に効果あるものにレベルアップする）

- 企業内教育の一つとして、知財教育をとりあげてもらうために、e-learning コンテンツを各種整備し、それを（有料で）企業へ提供する（後述）。その制作機能、さらには民間教育機関の誘導・管理機能を持つ。
- 文部科学省や経済産業省の「e-learning」普及政策と連動して、特に、専門職の人財育成としては先導的なモデルづくりを実施。
- このために「インストラクショナルデザイン」を行なうことになる。このこと自体を通じて知財教育改革を導くことが大いに期待できる。
- そのための競争的資金を獲得できるように、この拠点には、大学・研究機関等に準じたステイタスが与えられることが望ましい。

要は、ハコ物ではなく、活動母体が必要である。とはいえ、現在でも各団体がジプシー的に教室探しをしている現状であり、ましてや上記の活動を行なう物理的拠点を確保することは極めて難しい。そこで、一層の効果的・効率的な人材育成を推進するためには、（たとえ倍増計画の10年間だけでも）常設的な拠点が必要。

【II】知財関連の資格制度の検討

広範な知財人財の育成と知財民度を進展させるために、各種資格や検定の導入を検討し、順次導入を図る。

1. 専門職向け“知財ディプロマ（IP Diploma）”の検討

- 科学技術・法務・経営の3分野を融合化した知財マネジメントに資する人財を育成するために、「関連専門職の副専攻」として知財を位置づけることが必要。しかしながら、専門職のダブルメジャー化は第一線の実務家にとり時間的制約がきついことから、2つ目のメジャー（主専攻）ではなく、マイナー（副専攻）レベルの教育が現実的に有効である。そこで「IP Diploma」を準学位・準資格相当として設置する。
- 大学に教育を委託することもありえるが、知財立国の緊急性を鑑みれば、上記拠点にて、一括して教育プログラムを開発・展開することが効果的・効率的。（場合によっては、放送大学の大学院と連携あるいはe-learningを活用する）

2. 知財支援人財向けの“知財関連職能資格”の検討

新しい知財関連支援人財の育成を促進するために、新たな知財関連職能資格を設定し、その学習目標となる資格・検定を検討する。

（例）IP 業務管理司（IP パラリーガル）、IP 情報検索司（IP サーチャー）、
IP 翻訳通訳司（IP トランスレータ・インタープリター）、他

- 知財を専攻する大学学部卒業生の進路先、あるいは、民間教育機関の資格等との関連づけも検討する。
- この検討を通じて、関連支援人材業務が明らかになり、知財部門や弁理士事務所等の業務改善に資する知見が大いに期待できる。(知財サービス産業の効果的効率化促進・生産性向上)。

3. 一般向け“知財民度資格／検定”の検討

「知財民度」向上のために、その知財学習意欲促進を狙いとした学習目標となる資格／検定を検討する。

- 既存の「知財検定」が知財部員を主対象にした専門職検定であるのに対して、一般の民度向上を狙ったものとする。
- 英語検定、商業簿記、漢字検定等のように、小学生から大人まで受けられるようなものをイメージ。ただし、知識量の多寡を競うものではなく、知識を背景にした判断力の育成を狙いとする (Dos と DoNot's)。
- 公務員や技術者等、既存社会人向けの一般資格／検定としても活用。
- TVのクイズ番組等へ積極的に話題を提供し、一般啓発にも務める。

4. 知財民度向上のために、指導要領等への例示

「知財民度」を高めるため、初等・中等教育において、児童・生徒への知財教育（オリジナリティの尊重と模倣品等の排除）を展開する。

- 総合学習等への知財教育の例示と奨励。
- 知財教育の学習教材と授業法の開発、モデルケースの作成と横展開。
- 上述した「知財民度資格／検定」の奨励。

【III】知財マネジメント教育の定着策を展開

知財教育はMBAレベルでは進展し、知財専門職大学院がいくつも設立されてきているが、知財マネジメントについては極めて不十分であり、特にディレクターレベルとエグゼクティブレベルでの教育は常設化が急務である。

1. ディレクターレベルの知財マネジメント教育の常設化

知財マネジメントを練り込んだ事業戦略の構築ができる立場にあるのは知財関係役員より、むしろ経営・事業戦略役員である。これらの役員への知財啓発教育は、知財を活用した企業競争力を高めたり、経営における知財リスク管理をいち早く導くものであることから、その拡充と定着が急務である。

2. エグゼクティブレベルの知財マネジメント教育機関の常設化

知財専門職のリーダークラスの養成、知財マネジメントを先導する企業知財幹部、知財に精通した経営専門職（コンサルタント、公認会計士等）の養成等のためには、いわゆるエグゼクティブクラスの育成が極めて重要である。このレベルの教育についても、その常設化が急務である。

3. 各種専門職大学院における知財教育の拡充

ビジネススクール、技術経営MOTスクール、ロースクール等、各種専門職大学院が次々に設立されているが、それらの専門職においても知財の理解は極めて重要である。そこで、これらの専門職への知財教育を奨励するために、教材や教授法、あるいは教員そのものを提供していく。

また、前述“知財ディプロマ（IP Diploma）”も有効活用していく。

4. 企業内教育等へのe-learningコンテンツの提供

現在大企業等では通常イントラネットが整備されており、それらの設備を活用する形でe-learningが活用され始めている。特に、最近では、コンプライアンス、ハラスメント防止、個人情報保護等について全社員教育が必須となっており、それらにe-learningが使用されている例が急増している。それらと同様に、知財教育も行うように奨励していく。そのためには、各種コンテンツの整備と提供を、民間教育機関等とも連携しつつ、政策的支援の下で制作・提供していく。

なお、大学教職員や行政等へも、これらに準じて実施する。

e-learningや前述の放送大学等は、時間的制約の厳しい、中小企業やベンチャー企業の人々の学習機会を提供するものである。

5. 学部レベルで知財教育強化（年間10万人教育）（前述）

理工系学生への知財教育は増加中であると言われているが、前述のとおり、大学生は約137千人／学年が在籍しており、それぞれの専攻に即した知財導入教育を展開することが必要。特に経営系への強化が急務である。

さらに短大生・高専生への教育も開始する。

6. 放送大学、大学院での常設科目化

幅広い分野の放送授業（学部約300科目、大学院約60科目）と印刷教材（テキスト）を併用する放送大学は、多くの大学に置いて単位認定がなされている。大学独自で講座を設置しにくい場合は、前述の「出前授業」を受け入れるか、この放送大学の科目を認定することになる。

- ・ 学部共通科目（一般科目・社会系）1科目（例「産業社会と知的財産」）
 - ・ 学部専門科目（社会と経済）1科目（例「産業財産権」）
 - ・ 学部専門科目（産業と技術）2科目（例「技術経営と知的財産」「知財マネジメント」）
 - ・ 大学院の「政策経営プログラム」1科目（例「イノベーションと知財」）
- 10万人弱の放送大学生そのものへの普及効果も大きい。さらに、知財に関心のある者への啓発に「科目履修生」として学習することを奨励できる。これらを通じて、知財を学ぶ人々を急増させうる。
 - 前述のとおり、e-learningや前述の放送大学等は、時間的制約の厳しい中小企業やベンチャー企業の人々の学習機会を提供するものであることから、促進が急がれる。

7. 経営系研究者・学会における知財マネジメント研究の促進

現在、知財と経営の関係を研究している研究者は極めて少数であるが、そもそも産業競争力強化のための知財立国であるので、これは極めて憂慮すべき状況である。

- 前述のとおり、経営学関係の大学教員に知財教育を行う。
- 経営と関連する各種学会と連携して、学会総会において講演等セットしたり、学会誌の特集号を組んでもらう。
- 前述の拠点組織を活用して、知財経営関係の研究奨励を促進する。

【IV】地域への知財教育の展開

現在、ほとんどの自治体は未だ「知財立県／市」を行う体制になっておらず、知財立国の基盤は地域レベルでは極めて脆弱である。知財専門人材そのものの数量的な不足ではなく、知財案件を生み出す、あるいは扱うべき下記の人々の知財認識の遅れが極めて大きい。そこで、前述の放送大学やe-learningを活用しつつ、担当官庁の政策支援の下、大学や前述拠点等を活用して、知財教育を急速に立ち上げる。

1. 自治体政策担当者、公設試への啓発

自治体の産業政策、科学技術政策等の担当者への知財教育を加速する。また、公設試験所等での研究成果の知財化・事業化を促進する。

2. 商工会、地域団体、中小企業コンサルなどへの啓発

地域の産業（中小企業から農林水産まで）を指導する立場である商工会議所や中小企業コンサルタント等の知財理解を急速に促進する。

【V】知財創出・管理環境リスクの予防策の展開（研究ノートの活用と管理）

「知財立国」を推進する日本において、現在、知財の創出環境および知財管理環境に関して、大きく3つの問題を抱えている。

- ・ 情報漏洩に関する問題
- ・ 発明者権（インベンターシップ）認定に関する問題
- ・ 研究者の不正行為に関する問題

しかしながら、知財創出・管理環境に関する個別具体的な事例研究やソリューション提供は、部分的には大学・研究機関や企業等で行われているとはいえ、全体を俯瞰した現状把握や（特に顕在化していない）問題や課題の抽出と整理については未着手である。また、これらの問題について関係者の認識が十分とはいえず、手を打ちそびれている状況である。

一方、研究開発の産学連携や国際連携等は急速に進展しており、大学・研究機関や企業の知財創出・管理環境におけるリスクは日々増大していると言える。

つまり、本格的な知財創出・管理環境に関するリスクマネジメント（予防管理）のモデル構築、関連の支援システム等の整備、関係する法的・制度的整備、さらには本問題に関する啓発普及等が急務である。

そこで、政策として下記が求められる（大学・研究機関：文部科学省、企業：経産省、全体調整：知財本部事務局）。

- 知財創出・管理環境に関するリスクマネジメントに関する調査・研究を行い、予防管理の基本モデルを策定・実証する
- 上記の基本となる「研究ノート」の普及啓発を一層加速すると共に、そのリスクについても十分に啓発を行なう。
- 一方、「研究ノート」の電子化等の問題について、法的問題や内部管理問題等、周辺の問題について、十分に研究を行い、必要な提言等を行なう。

以上